

岩手県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成22年8月1日執行の岩手県議会議員釜石選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者（以下「職務代理者」という。）を次のとおり選任した。

平成22年7月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

選挙長		職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
盛岡市西青山三丁目40番29号	新屋 浩二	北上市さくら通り四丁目4番24号	佐藤 和彦